

利子等に係る県民税（県民税利子割）

納める人（法第24条）

県内に所在する金融機関などの営業所を通じて利子等の支払いを受ける個人です。

納める額（法第71条の6）

支払いを受ける利子等の5%（所得税として別に15%）

利子等とは（法第23条第1項第14号）

特定公社債以外の公社債や預貯金の利子、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等のほか、定期積金、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。

なお、平成28年1月1日以降に支払いを受けるべき特定公社債等の利子については、利子割の課税対象から外れ、配当割の課税対象となりました。特定公社債等とは、特定公社債（国債・地方債・公募公社債・上場公社債など）、公募公社債投資信託の受益権及び特定目的信託（公募に限る。）の社債的受益権のことをいいます。

非課税（法第25条の2）

(1) 寡婦年金受給者、身体障害者等に対しては、次のような非課税制度があります。

- ・ 少額預金非課税制度（マル優）……………350万円までの元本に対する利子
- ・ 少額公債非課税制度（特別マル優）……………350万円までの元本に対する利子

(2) 勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

- ・ 財産形成住宅貯蓄
 - ・ 財産形成年金貯蓄
- ……………合計 550万円までの元本に対する利子

(3) 非課税の手続きとして、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出する必要があります。

都道府県間の清算（法第71条の25）

都道府県は、納入された利子割額から徴収取扱費に相当する額を控除した額を、各都道府県の清算基準額（個人に係る所得の金額を基に算定する額）に応じて按分し、清算します。

市町への交付金（法第71条の26、施行令第9条の14、第9条の15）

精算後の利子割額の5分の3に相当する額は、市・町に交付されます。